

## 入札説明書

令和 7 年 3 月 3 日千葉市公告第 1 9 7 号により公告した令和 7 年度中央公園仮設ステージ及び関連設備設置委託については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 件名

令和 7 年度中央公園仮設ステージ及び関連設備設置委託

#### (2) 契約内容の特質等

別添仕様書のとおり

#### (3) 履行場所

中央公園内（千葉市中央区中央 1－1 2）

#### (4) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日まで

### 2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和 6・7 年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者

イ 当該入札日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者

エ 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 6 0 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者

にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

(3) 令和2年度から令和6年度までに、本件と同種の契約実績を有する者であること。

### 3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間 公告の日の翌日から令和7年3月14日(金)まで

(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)

(2) 提出場所 後記11の契約事務担当課

(3) 提出方法 持参

ア 入札参加資格確認申請書

イ 前記2(3)の競争参加資格を証する契約書の写及び業務内容が確認できる書類(仕様書等)の写し

※過去2年の間に本市及び国、地方公共団体と同種及び同規模の契約を2回以上にわたって、締結・履行実績を有している場合、入札保証金を免除とする場合がありますので、該当する場合は、契約書の写しを2件分提出してください。

(4) 確認通知 令和7年3月18日(火)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

### 4 入札説明会

入札説明会は実施しない。

### 5 入札に関する質問

(1) 受付期間 令和7年3月19日(水)から令和7年3月21日(金)午後5時00分まで

(2) 提出方法 後記11の契約事務担当課

(3) 質問に対する回答期限 令和7年3月25日(火)

(4) 回答方法 受付期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札者に対して電子メールで回答する。

なお、質問がない場合は回答しない。

### 6 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和7年3月28日(金) 午前10時00分

場 所 千葉市役所本庁舎 高層棟7階M701会議室

(2) 入札方法

#### ア 入札書の提出方法

入札者は、原則として、前記（１）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書及び後記ウ（ア）積算内訳書をもって商号又は名称及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記 11 の契約事務担当課宛とし、入札日前日の午後 5 時 0 0 分までに書留郵便にて必着のこと。（その場合、郵便により応札した者は、再度入札には参加できません。）

#### イ 入札書に記載する金額

記載する金額は、当該業務委託の履行に要する一切の諸経費等を含めた額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 % に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

#### ウ 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

（ア）積算内訳書

（イ）委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ提出）

#### （３）入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和 4 0 年千葉市規則第 3 号）第 8 条に該当する場合は免除とする。）

#### （４）落札者の決定方法

千葉市契約規則第 1 0 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、最低制限価格に満たない応札をした者は、失格とする。

なお、落札者となるべき同価の入札を行なった者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

#### （５）無効となる入札

千葉市契約規則第 1 6 条の規定に該当する入札

### 7 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状を提出すること。）。

## 8 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は初回の入札で無効とされた者は参加できない。

## 9 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約に切り替える。希望者との見積書の金額によって決定を行うため、見積書を準備すること。

## 10 契約の手続等

### (1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記11の契約事務担当課で閲覧できる。

## 11 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市経済農政局経済部産業支援課経済振興班

電話 043-245-5277

FAX 043-245-5590

電子メール sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp